

(災害対策特別委員会)

津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第六号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、津波防災の日の規定について、津波対策に関する国際協力の推進に資するよう配慮する旨を追加するとともに、国の財政上の援助に関する規定の有効期限を五年間延長する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 津波防災の日の規定について、二十十五年十二月二十二日の国際連合総会において十一月五日を世界津波の日とすることが決議されたことも踏まえ、津波対策に関する国際協力の推進に資するよう配慮する旨を追加することとする。
- 二 国の財政上の援助に関する規定の有効期限を平成三十四年三月三十一日まで延長することとする。
- 三 この法律は、公布の日から施行することとする。